

平成9年第2回沼田町議会定例会会議録（2日目）

平成9年6月20日（金）午後14時31分開会

1 出席議員

議長	4番 吉尾政春 議員	1番 谷口清治 議員
	2番 橋場 守 議員	3番 大沼恒雄 議員
	5番 吉田俊一 議員	6番 吉田好宏 議員
	7番 森井章夫 議員	8番 横山峯生 議員
	9番 野 道夫 議員	10番 久保 寛 議員
	11番 山木一男 議員	12番 杉本邦雄 議員
	13番 室田俊朗 議員	14番 中村 進 議員
	15番 山田英次 議員	16番 伊藤 初 議員

2 欠席議員

な し

3 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	篠田久雄 君	農業委員会 会 長	小西義光 君
-----	--------	--------------	--------

4 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	西田篤正 君	収入役	篠田繁彦 君
総務課長	市橋忠晴 君	財政課長	平木昭良 君
産業課長	矢野 潔 君	水道課長	清水勝之 君
民生課長	半田昭雄 君	振興室長	中村幸雄 君
建設課長	藤間 武 君	和風園園長	三上洋一 君
旭寿園園長	松田 剛 君	桜園センター センター デパート	佐藤幸一 君

5 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	久本博美 君	次 長	野原耕次 君
-----	--------	-----	--------

6 農業委員会々長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢野 潔) 君

7 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 石脇敏彦君 書記 富士原 智君

(開議宣言)

○議長（吉尾政春議長） 只今、定足数に達しておりますので、これより2日目の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉尾政春議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、9番野議員、10番久保議員を指名致します。

○議長（吉尾政春議長） 日程の変更についてお諮り致します。日程第2、議案第35号、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、一般的には条例の先議が原則ですが本案は別途国保会計補正予算により保険税、課税総額と密接な関連がありますので、日程第6、議案第39号、平成9年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についての次に変更したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、議事日程の順序は変更されました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第3、議案第36号、平成9年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 議案第36号、平成9年度沼田町一般会計補正予算について。平成9年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成9年6月19日提出、沼田町長。

別冊を見て頂きたいと思います。平成9年度沼田町一般会計の補正は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159,511千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,419,511千円と定める。

第2項は省略させていただきます。

第2条で、地方債の補正でございますが、地方債の変更及び追加は「第2表 地方債補正」による。これは5頁に記載されておりますので、お目通し願います。

平成9年6月19日提出、沼田町長。

まず歳出の方よりご説明申し上げます。14頁をお開きください。14頁、一般会計の歳出、2款の総務費で1目の一般管理費、補正額だけの説明だけに替えさせていただきますのでご了承ください。800千円の補正増でございます。これは職員の海外派遣研修を振興協会の助成を受けて実施することということで2分の1の助成がその他の中で特定財源でございまして、説明の中にもここに書いてあります。更に特別旅費を負担金の方に振替すると637千円を、ということでございます。次の8目の企画費の中で8,400千円の補正増でございます。これは、ひとつは北空知圏の地域情報化推進事業によるネットワーク関連経費として191千円の計上、更に北の道しるべ事業による観光案内板を道の振興補助金2分の1を得まして2箇所を設置する経費を計上致しました。節の中では役務費から始まりまして負担金補助まで、ここに記載されたとおりでございます。次の9目の振興費、1,514千円を減額補正するというので、これは山村振興費に、農林水産業費の山村振興費でこの内旅費、需要費、役務費が振替になるということで、これは後程説明致します。次の12目の自治振興費でございます。5,224千円の補正増でございます。これは、行政区の統廃合によりまして更新地区の会館が第1会館となりまして、内部等の改修を行なうこととしたのがこの金額でございます。

次の13、14はとぼしまして、次の15頁でございます。3款、民生費でございます。1目の社会福祉総務費、19,211千円の補正増でございます。これは高齢者団体、障害者団体等の集会、研修会の送迎や関係団体の実施する事業等への参加をするということで、福祉バスを購入する、この金額が備品購入費にございますが、17,850千円でございます。次の5目の町民会館費でございます。3,250千円の補正増でございますが、これは町民会館の研修室他の改修工事でございます。10目の在宅介護支援センター費、2,809千円の増は介護支援センターが今年オープンしたことに伴うその車両を配置して、効率的なホームヘルプ業務を推進すると、更にサービスの向上に努めるということで2,310千円、これ備品購入費に書いてございます。軽自動車2台を購入するというので、あと他の節につきましては自動車車両関係の需用費関係がここに書いてございます。

次の頁でございます。16頁でございます。4款の衛生費で1目の保健衛生総務費でございます。50,014千円の補正増でございます。これはまず大きなところでは、沼田厚生病院の看護婦宿舎につきましては3月の定例会でそれぞれ事業の補助金を議決したものでございますが、この補助金が根拠的な効率から全額補助金としてこの負担を町が持つということで、3月定例会では町の子算計上額357,468千円でございますけれども、今回全額補正、町がその分を起債、過疎債、起債は一般公共債の調整分でございますけれども、全額みるということで49,632千円を厚生病院の補助金の中にみるということで、今回この分がでございます。次に1目の上水道施設費でございます。これが2,391千円は上水道事業会計への繰出

金でございます。これは南通り線の歩道造成に伴う既設水道管の改修にかかる減耗分の繰出金ということでございます。

次の農林水産業費、6款の農林水産業費の2目の農業総務費でございます。これは今回6,400千円の補正増でございます。これは北海道農業づくり事業、道の単独事業でございますけれどもこれの大豆の調製施設の整備に係る補助金を計上致しました。尚、事業主体は沼田農協でトンネル補助ということでございます。次の17頁でございます。7目の新生産調整推進対策費、2,578千円の補正増でございますけれども、これは生産体制の出荷施設等の整備事業による、これもトンネル補助でございますけれども、一つは沼田花卉生産組合に対するものと沼田農協に対するもの。花卉生産組合につきましては噴霧型の防除機5台、温風機8台、更に沼田農協には「星の夢」高品位安定生産推進事業ということで先進地の視察等がこの中に入っております。18目の山村振興費でございます。44,798千円の補正増でございます。これは先程総務費の方で減額致しましたものがこちらの方に9の旅費、11需用費、12役務費の方にそれぞれ組み入れてございますのと、更に山村振興のその中島地区に簡易給水施設を上水道水を受水して給水するというので、工事請負費の中にそれぞれこの補正額が効わっております。

下の方にいきまして7款の商工費でございます。3目の観光費、これは900千円の補正増でございますけれども、これは昨年も夜高あんどんの期間中に実施致しましたが本年も8月23、24日の土曜、日曜日にふるさと特産品フェアをということで継続実施するというので、観光振興基金の繰入金の800千円とはまなす財団からの助成金100千円を頂きまして900千円で事業を実施するというのでございます。

次の18頁でございます。土木費、住宅費はとばしまして、9款の消防費でございます。1目の消防施設費8,597千円の補正増でございます。これは観光情報プラザ敷地内に防火水槽40＝級を1基設置して駅前消火栓、水道不足を補うということで、深川地区の消防組合負担金の増額補正ということでございます。

次の19頁でございます。10款の教育費の2目の事務局費でございます。860千円の補正でございますが、沼田中学校、沼田幼稚園がそれぞれ創立50周年、開園20周年を迎えるということで、この記念事業に対する交付金で沼田中学校には800千円、幼稚園には200千円交付するというのでございます。次の中学校費、3項ですね、中学校費で金額は書いてございませんけれども財源の内訳で特定財源が国土支出金が16,745千円が減額になりまして、地方債が56,800千円、一般財源が39,690千円減額してございます。これは沼田中学校グラウンドの改修事業で国庫補助金を採択が漸念して、単独事業となったということへの振替でございます。

次の頁でございます。一番最後で14款の災害復旧費でございますけれども、1目の農業施設災害復旧費

1,281千円の補正増でございますけれども、これはお島の沢の排水路の災害調査ということで委託料で組んでございます。以上が支出の主なものでございます。

次に元へ戻りまして歳入の方をご説明申し上げます。10頁をお開き願いたいと思います。10頁でまず8款の地方交付税でございますけれども、今回47,455千円の減額ということで、先程から説明しておりました支出の中にそれぞれ補助金ですとか、補助金等を予定しておりましたが、地方債等でそれぞれ確保しましたので今回一般財源的なものがなくなったということで、調整的に今回地方交付税を減額するというところでございます。

それで、次の12款の国庫支出金です。国庫支出金、1目の教育費国庫補助金が三角で15,745千円の補正の減額で、これは先程説明しましたとおり沼田中学校のグラント改修事業に替わる補助金分が落ちたということで、その振替は単独事業と致しまして一般の臨時地域基盤整備事業債ということで当てるということになってございます。

次の13款の道支出金の1の総務費道補助金4,000千円、これも先程説明しましたとおり北の道しるべ事業の補助金でございます。次の11頁でございます。これも4目の、失礼しました。2目、民生費の道補助金でございます。これは4,079千円、わか町福祉の振興事業補助金でございます。次の4目の農林水産補助金は、ここの右の方に書いてありますとおり水田営農対策の補助金、更に山村振興、それから北海道元気づくりの補助金でございます。たして30,584千円でございます。それと6目の土木費の補助金で2,340千円でございますけれども、これは公営住宅の緑町の取り壊し分7棟30戸分の補助金が確定したということで、今回ここに載せてございます。

あと15の寄付金につきましては小額ながらそれぞれ指定寄付が200千円と100千円がありました。そういう事で補正増と致しております。

また16の繰入金も先程7目の観光振興基金の繰入金でございましたけれども、それぞれふるさと物産フェアの方にまわすということで繰入800千円しております。

次の12頁でございます。繰越金は1,378千円ということで、前年度からの繰越金でございます。

雑入につきましては、1,250千円でございますけれども、それぞれ共通物品の売払収入、更にふるさと特産品フェア、それから市町村職員の外国派遣の補助金ということでございます。

19款の町債でございまして、それぞれ衛生債から教育債でございますが、右の方にそれぞれ厚生病院の宿舍事業債、更に簡易給水、これ中島地区、あと一般公共、それから福祉バスの購入、防火水槽、沼中グラント改修ということでそれぞれ178,200千円の補正増ということになってございます。

以上で簡単でございますけれども、歳入歳出ご説明申し上げます。どうぞ宜しくご審議ください。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。3番。

○3番（大沼議員） 福祉バスの購入についてお尋ねしたいんですが、この福祉バスは目的がこういう形になってございますが、この例えば学校関係のその中学校、小学校、大会に行く場合にその足がなくて今大変、非常に困っている訳ですが、そういう場合にこの目的が福祉に使うという事なんですが、例えば空いている時に使用出来るのか、出来ないのか、それだけちょっと教えて頂きたいのですが。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） 行政報告で町長が申し上げておりますように、また細部はこわつては決まっておりますけれども、同じようにやっぱり福祉バスですから目的が制限されております。その目的が出来るだけ拡大解釈が出来るように、そういうような方向で検討していきたいと思っております。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。2番。

○2番（橋場議員） 教育費の国庫補助金が、中学校のグラント整備の国庫補助金が減って起債になったということであればこれ、そのどうしてそういうふうになるのか、補助金もらったほうがいいんじゃないのかと思うんです。借金すればやっぱりそれ返さなければならぬので、そっちの方がいいのか、それとも何故補助金が減らされたのか、ちょっとその関係をお聞かせ頂きたい。

それから福祉バスの購入事業債なんだけれども、歳出の方ではずいぶん高いんだなと思っていたら借金の方がまた13,800千円もあるということで、これは相当起債は過疎債とかそういうので有利なのかどうかちょっと。

それから16頁の、この厚生病院の運営費なんですけど、厚生病院には、町立病院に準ずるような恰好になるとはいえども、やっぱり私企業なんです。そこにこういう工事、全額を補助するという事は、今までであったのかと思って、ちょっとそういう恰好を今後何か差し障りになるようなことがないのかと思ったりするのですが、その点ちょっとお聞かせ頂きたいと。

それから沼田中学校創立50周年、それから統合30周年記念事業交付金ということなんですけど、交付金でということだからこの50周年記念というのは町は「関係ありませんよ」という事になるんです。

ところがやはり町立ですからそういう記念やるときに、そういう何というんですか期成会かなんか作ってやるにしても、やっぱり町としてもう少し、あの800千円、総額の予算が分かりませんがこれぐらいの交付金でいいのかと思うんです。結局、これでいうと町は「全然関係しませんよ」と、「どうぞやってください」ということになるような感じするので、交付金ですから、それで金額はこんなものでいいのかと思いがするのですが、その点についてお聞かせ頂きたい。それだけです。

○議長（吉尾政春議長） 財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） まず中学校のグラントでしたか、これは補助金がちょっと全国、全道的にそれぞれ割当てがありまして、沼田の場合はちょっと足りないということで、難しいということもあ

りますけども、補助金の場合全体が56,850千円でございますけども、内補助金が16,745千円でございます。一般財源のその時の持ち出しは41,005千円という事でございましたけども、補助金がちょっとこうまず非常に不安ということで、これを単独事業に持っていくと全額が一応起債、臨時地域の基盤整備事業という起債の対象になるんです。それで一般財源の持ち出しはただの50千円ということで、それでこの今の起債につきましては交付税の参入措置が元利償還額の30%ございます。これを長期の縁故資金に持っていくと2.5%で、10年の内3年措置で全部で66,503千円でございますけども、その内の実質負担が46,602千円、これを10年間で支払いしますから単年度と致しましては4,660千円の町の負担しかない、補助をもらいますと40,000千円の単年度の負担が出るということで、今回補助金の不安定さと、更に起債を借りた方が長期的に安くなるということにしたのでございます。

更に福祉バスにつきましては、これも過疎債ということでご存じのとおり、これも交付税参入措置がございまして、そちらの方から7割の元利償還金がありますのでそちらの方で負担をなるべく少なくするという事でございますのと、厚生病院の看護婦宿舎につきましても、過去に厚生病院につきましては確かに公立ではございませんけども沼田町にとってみれば一種の公立みたい、更に厚生病院につきましては公的医療機関という位置づけになってございまして、一応そのような厚生省でもそのように認められておりまして、ずっと去年、おと年とそれぞれ厚生病院の使う医療機器ですとか、その他大型のものにつきましてはそれぞれ起債の充当になるということで、それぞれ過去にも援助してございます。ただ、今年につきましても今回最初にそれぞれ3分の1ずつの助成措置があります。事業費の中で国、道、事業主体これは厚生病院です、これでそれぞれその3分の1の町の負担分を町が援助するという事で見ておりましたけども、その補助事業をどうしても厚生病院が3分の1もたならずをえないということになりました。それで、「それじゃ全額を取り込んでやったらどうか」ということで、支庁ですとか、道とこうそれぞれ話しまして「全額でもいい」ということで、全額を取り組むことによってその約半分を過疎債、残りを一般公共債ですけどもこれもちょうせい分といまして空知支庁の方でちょうせい分と充当ということで、過疎債がそれぞれ例の7割搬入、さらに一般公共につきましても20%ほど参入されましてこれも有利であるということで町が一応全額表に出たと、事業主体はあくまでも厚生病院でございます。以上でございます。

○議長（吉尾政春議長） 次長。

○教育次長（野原耕次次長） 中学校の記念事業でございますが、協賛会の方から一応1,000千円の要求がございまして主旨検討をしたなかで800千円ほどだけ確定させて頂きました。従来各小学校から他中学校の40周年記念ということで、従来も300千円、400千円ということで交付金を設定していた訳でございますが、今回につきましては50周年ということで800千円に決定させて頂きました。総額55,2

00千円ということで。幼稚園の方につきましても、総額 530千円の内 200千円ということで決定させて頂いております。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再 教育委員会の関係だけれども、やっぱり教育委員会というだけでなく町そのものがやっぱり中学校建てている訳ですから、どうも町長これくらいいいと思っているのかどうか、ちょっと足りないような感じするんですけども、もう少し助成することが出来ないのかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（吉尾政春議長） 町長

○町長（篠田久雄町長） 橋場さん、「出してやれ、出してやれ」というのはかつこのいい言葉で誰でも言えるわけでありまして、やはり均等、従来の小学校とかいろんなところに出しているそれと均等欠くことのないようにしてあげたい、そう思ってお出させて頂く金額であります。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。5番。

○5番（吉田俊一議員） はい。これは予算上には特別な問題ではないんですけども、ある程度は大変な問題なんです。ひとつ厚生病院の無理な問題でちょっと町長にお伺いしたいんですけども、だいぶ前になるといってもせいぜい2カ月位前です。ある患者さんが札幌に行き具合が悪くて病院にかかったと、たまたまそれが時間が経ちまして沼田の在住者ですから沼田に帰ってきて厚生病院に行くと、緊急に行ったところが厚生病院では「その患者は診れない」と言って一決されてしまったと、本人は苦しくてどうもならん、それで仕方なしにまた深川の市立に行った。深川の市立でもはっきり、大体沼田の厚生病院と同じことをされて、どうにもこうにもならなくてその日の晩にまた札幌で診てもらった、当初初めの病院に行ったと、たまたま札幌へ電話かけました、「すぐいらっしゃい」といっても沼田からですから、そんな簡単に行けないと、というような経緯があった訳です。そこで私その人といろんなコンセンサスをもっていたものですから、どうしてそんな事になるのかと、いま聞けばほとんど町はいろんな改造費、また運営費に相当の額を出している、それにも関わらずよその病院にかかったから今自分が生死の問題を抱えて病院に行ったけどもそれを診てくれなかったと、非常にその人残念がって、それで結局沼田町では診てもらえない、深川も診てもらえないと、どうしたらいいものかと思って、これはお道の職員ですから道の方と話したところが「じゃ、札幌に帰っていらっしゃい」と、で札幌へ要するに転勤をしたという一抹があるわけです。私は今回この3番議員が質問した内容についてもちょっとお聞きしたいと思ったんですけども、橋場議員の質問で結構なんですけども私やっぱりそういう問題を抱えている町の中身でありながら、何故そんな事が病院で行なわれるのかと、それはあくまでもやはり私は厚生病院のモラルの問題だと思っておりますけどそこら辺の関係、その人は誠に従順な人ですから、

言われた通りもう苦しくても何しても駄目だと言われて、お願いしても駄目だったというので急ぎよその夜札幌まで行ってしまったというような結果がうまれた訳です。そういういった関係上これは事実でありますので、今沼田におりませんけどもこういう事が再三行なわれたら私は実際地域の病院として如何なものかと思うわけですが、ひとつ町長その辺のご見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） ちょっと予算と違うようでありますけども、今のご質問で沼田の住民の人が札幌の病院にかかっていたと、厚生病院であろうとどこの病院でもそうだと思いますけども、特にこの地域医療としてその患者に合う医師がいなかったり、私も経験あるけども小児科、子供が来ていて子供が急に悪くなったので診てくれと、でもそれは小児科が専門だから深川に紹介しますということにあるわけですが、やっぱり専門外のことであってもしも医師が責任を持って治せないということが半断できればやはり適切なところに転送ですか、或いはまた紹介をするといったことが厚生病院では行なわれております。ですから、その患者さんの場合も十分内容聞いてみないと私も何ともお答えできませんけども、そういう内容でなかったかと想像されるんでありますけども、また後日内容を聞かせて頂いて、その内容の中身によってはまたきちっと厚生病院に申し上げることは申し上げる、厚生病院の姿勢として自信がないのにそこで措置をしたことによって死に至るということにならないようにもしなきゃならん、その点もっと内容を後でまた議会でない、本会議でない場面でまた聞かせて頂きたいとこう思っております。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第36号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第4、議案第37号、平成9年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。園長。

○和風園長（三上洋一園長） 議案第37号、平成9年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について

て。平成9年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成9年6月19日提出、沼田町長名。

別冊をお開き願いたいと思います。平成9年度沼田町養護老人ホーム（和風園）特別会計補正予算（第1号）。平成9年度沼田町養護老人ホーム（和風園）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 194,700千円と定める。

2項は省略致します。

平成9年6月19日提出、沼田町長名。

この 6,700千円の補正の内容につきましては、平成8年度の繰越金でございます。その 6,700千円の繰越金がどうして生じたか、この件について説明申し上げます。和風園のお年寄り 100名おりますけれども、90歳以上の方が10名、80才以上の方が67名と、たしますと77名の方が、100人中77名の方が80歳以上ということで、大変和風園の利用者の方の高齢化が進んで参っております。そういったなか病弱者、体の弱い病院にかかっている、入院している、通院している、こういう方が 100名中20名、更に医師の診断によって痴呆症、このように診断された方が35名おります。従って病弱者、それから痴呆症、こういった方を併せますと約55名、55%の方が何らかの形で病気の状態にある。従って、こういった病弱者加算金、或いは痴呆症痴呆性加算金、こういった清算金が増えたことによって9年度の繰越金が、前年度の繰越金が 6,700千円生じたということでございます。

次に歳出の方から説明致します。9頁をお開きください。昨年度の 6,700千円の繰越金の中、総務費と致しまして積立金 4,500千円、更に需用費と、更に事業費として先程申しました病弱者等の対策ということで食材費、それぞれメニューが異なるということで食材費の方に 1,000千円を増額致しました。そういう予定をしております。あと消耗品、修繕費等につきましてはそれぞれ需用費等の増額調整分でございます。以上で説明を終わります。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮

り致します。議案第37号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉尾政春議長) 日程第5、議案第38号、平成9年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。園長。

○旭寿園長(松田 剛園長) 議案第38号、平成9年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成9年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成9年6月19日提出、沼田町長。

別冊、平成9年度沼田町特別会計補正予算の第1号をご覧頂きたいと思います。1頁をお開き下さい。平成9年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第1号)。平成9年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計の補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ255,449千円と定める。

2項については省略致します。

平成9年6月19日提出、沼田町長。

次の頁をお開きください。

(「異議なし」の声あり)

宜しく願い致します。

○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第38号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第6、議案第39号、平成9年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について、日程第2、議案第35号、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを一括して議題と致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号及び35号を一括して議題とすることに決しました。

それでは議案第39号及び35号を一括して議題と致します。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 議案第39号、平成9年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成9年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成9年6月19日提出、沼田町長。

保険税条例につきましては後程財政課長の方から説明あると思いますけども、別冊の補正予算第1号をお開きになって頂きたいと思います。

平成9年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。平成9年度沼田町国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ32,200千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ430,628千円と定める。ものごとございます。

第2項については省略をさせていただきます。

平成9年6月19日提出、沼田町長。

今回の補正につきましては平成8年度の繰越金が当初予算計上しておりましたものより大幅に増えた関係によりまして、それぞれ補正なり減額なりの補正をさせて頂いたものが主なものでございます。歳出の関係から説明させていただきますけれども、8頁でございます。老人保健の拠出金でございます。補正額44,465千円の減をしてございまして、これ例年この時期に平成9年度の拠出金が決定して参ります。それに伴いまして今年度は合計で80,088千円ということに決定になったということでございます。また、これ毎年同じでございますけどもまた9月なりそれぞれ確定なり、決定なりということで金額が変わってくるということがございますので、ご理解を頂きたいと思います。同じく19千円の減額、それから41千円の増ということがございます。

次の頁でございます。9頁でございますけれども、疾病予防費ということで補正額500千円、これ行政報告の中でも総合検診費ということで人間ドックの絡みで今まで農村地区だけだったんですけども、

今年度7月1日以降市街地区の方にもドックを受けれるようにしたいということでの増でございます。それから基金の積立金でございます。11,742千円の増でございます。これ繰越額が増えたということで積立金の方に11,742千円を積立てをさせてもらっております。

歳入でございます。6頁でございます。保険税の絡みで23,356千円を減額しております。これは前年度課税分ということで当初概算で計上しているわけでございますけれども保険税の繰越金が増えたということでございまして、保険税のほうもこれだけ減額させてもらっております。それから国庫負担金の2目の療養給付等の負担金でございます。17,786千円の減でございます。これも国の決定通知ということで変更ということで減額をさせてもらっております。それから国庫補助金の財政調整交付金でございますけれども470千円の増、これ人間ドック等で特別調整交付金が増えてくるということで増額をみてございます。それから特別対策費の補助金2,379千円の減をしてございますけれども、特別対策補助事業ということで当初7,814千円みておりましたけれども、対象経費がならないものが出てきたということでこれだけの金額を減額させてもらっております。それから基金の繰入金でございます。減額33,866千円、これ当初歳出の不足分について基金からの取り崩しを見込んでいたんですけども繰越金の関係が多くなったということで減額をしております。

次の頁で7頁でございます。繰越金44,780千円、これ平成8年の決算によりまして増えた分の繰越金でございます。以上でございます。宜しくお願ひ致します。

○議長（吉尾政春議長） 財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 議案に戻りまして、議案第35号でございます。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成9年6月19日提出、沼田町長。

次の頁に条文がございます。条文の朗読は省略させていただきます。内容につきましてご説明申し上げます。まず今回限度額、これは地方税法の改正に伴い国民健康保険の保険税の課税限度額を医療費及び所得等を勘案しまして520千円を530千円に引き上げる、10千円を引き上げるということでこの一部改正が主なもので、あとの他につきましては語句の訂正なり修正の整理ということでございます。それで今回その引き上げになった理由と致しまして、次の頁に平成9年度国民健康保険税率算出資料ということで、それぞれここに表に載っておりますのでその表でもってご説明申し上げます。その前に今回その530千円になったということは北空知、既に昨年500千円から520千円に引き上げられまして北空知も深川市を除いて全て520千円でございます。地方税法の改正に伴いまして今回530千円となったということで、近隣を調べますと深川市は据え置き、妹背牛、雨竜町は520千円でそれ以外は530千円と

いうことで、この課税限度額を 530千円に引き上げないと普通調整交付金が計算算定上減額となるという
うことで、この法定限度額を10千円引き上げるということにしたほうが良いということで、それ以外の
ものにつきましては据え置くということでございます。それでその表によりましてご説明申し上げます。
今回その保険税の予算計上額が 152,587千円、①でございます。ということで、国保の方からの保険の
方からの要望でございまして、これに徴収歩合、月割り課税等の減収金額28,533千円、②でございます。
をこう見込みまして 181,120千円の調定見込をたてたところでございます。昨年度は184,910 千円であ
りまして、3,790千円の減額となっております。更に、低所得者軽減額と限度額を越える税額につきま
しては推計致しましてそれぞれ21,256千円④、66,717千円⑤で、課税必要額が 269,093千円となっ
てございます。ちなみに昨年度の課税必要額は 289,366千円でございます、20,273千円の減額となっ
ております。次の下の欄でいきます。これはそれぞれ課税割合で乗じまして課税必要額をそれぞれここに所
得割から平等割まで出してございまして、その内訳がこのようになってございます。次の3番目でご
ざいまして、この課税表示につきましては所得割が 1,481,029千円でございますが、昨年は 1,614,406千
円で比較しますと約9%の減となっております。資産割につきましても横ばいとなっておりますが、均
等割につきましては 1,933人となり昨年より 109名の減、平等割につきましても 811世帯で昨年から見
ますと24世帯の減となっております。以上のことから割りかえしまして今回所得割、資産割、均等割、
平等割の提示をここに書いてありますとおり10.27、60.00、33千円、39千円と昨年と同額、同率に据
え置いてございます。その結果、4段目でございますが均等割33千円、均等割39千円は現行どおりとし
た結果7割軽減、5割軽減、2割軽減、それぞれ1号該当、2号該当、3号該当でございますけどもこ
こに記載のとおりというになってございまして、次の右の方にいましてこの税率の新旧対象でござい
ます。単純にいいますと現行 520千円を改正案では限度額 530千円にすると、あと残りにつきましては
それぞれ据え置きということでこの1番の税率がここに書いてございます。2番目につきましては、低
所得者の判定基準の1号から3号の金額を載せてございますが、これも昨年と変わってございませ
ん。尚、その 330千円につきましては住民税の基礎の控除額が 330千円ということでございます。そう
して3番目につきましてもそれぞれこれも変わってございませぬので、昨年と同じということでご理
解頂きたいと思っております。

次の頁でございます。この頁につきましては、以上の従前の説明から1世帯辺り及び1人辺りの税額
が幾らになるかという事で計算したものでございます。世帯層ではばらつきはありますが、何れも昨
年度より増額になっており世帯辺り 1,890円、1人辺り 3,146円の増でございます。表の説明は省略さ
せてもらいまして、下の表につきましてはここに北空知の1市6町の課税状況を一覧表にしたもので
ございますので、それぞれお目通し願いたいと思っております。

次の最後の頁でございますが、試算例と致しましてそれぞれの所得なりを書いてございまして、その資料を添付致しておりますので後程ご覧になって頂きたいと思っております。尚、この税率改正の限度額の増に当たりましては国保過半、国保運営協議会におきましても審議を賜りまして答申を受けていることを申し添えまして、簡単でございますが以上説明申し上げましてご審議を賜りますよう宜しくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。9番。

○9番（野議員） 9番。先程の民生課長の方からお話ありました、そしてまた一般行政報告書の中で町長の方からお話がありました国民健康保険の人間ドックの助成についてでございますが、この中で7月1日以降は35歳から64歳までということで受診者を対象に行なうということになっておりますが、年令のこの64歳までという何かがあるのか、それともこの以降についてはドックの受ける必要性がないのかあるのか、こういった面何かがあってこういうような年令を切っているのかということで、この中身をちょっとお聞き致したいと思っております。

○議長（吉尾政春議長） 民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 私の方から説明をさせていただきますけども、これ当初予算を組んだとき農協の方にも確認をさせてもらったんですけども、ドックのその中で受けている人が35歳以上で大体64歳ぐらいまでしかいないというような話だったものですから、そういう事で考えて、行政報告では35歳という事にしたんですけども、実際その後再度農協の方に確認してみますと35歳未満の人も、俗にいう30歳以上です、30歳以上の人も何人かいるようでございますし、また65歳以上の人も数名毎年受けているような内容の事でございますので、従来より下げるわけにはいかんだろうという考え方をしていますので、当然理事者ともまた相談させていただきますけども従来から受けているまた年令30歳以上、制限しなくてもそんなにこう増えることもないと思っておりますから、そういった方向でひとつ検討をさせて頂きたいと考えてございます。

○議長（吉尾政春議長） 9番。

○9番（野議員） 一再一 9番。それじゃ、次のときに考えるということでございますか。それとも即十分検討しようということですか、お伺い致します。

○議長（吉尾政春議長） 民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 実施については今言われたとおり従来30歳以上受けている訳ですから、そういった人が年令をきった場合、除外になったらやはり問題がありますので、即7月1日の段階からは検討させて頂きたいということになります。

○議長（吉尾政春議長） ちょっと休憩をしたいと思います。

15時25分

○議長（吉尾政春議長） 再開致します。

15時27分

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。2番。

○2番（橋場議員） 各市町村の9年度の国民健康保険税の専賦課税状況というのが、これは案ですか、あるんですけども、深川市では限度額500千円と、それから雨竜は520千円、妹背牛も520千円とこういうことになっています。ここでは状況をせつかく出してくれたので、国民健康保険特別会計に対して一般会計からどのように持ち出しをしなければやっていけないんじゃないかと思うんですけど、そういう事をやられているかどうか、ちょっとお聞かせ頂きたいです。沼田町は1世帯割でいうと上から2番目に高いと、3番目ですね、平等割になりますとこれは1番高いランクになっています、39千円ですから、こう平等割が高いということは低所得者には相当きつ話になるんでないかと思うんですけど、そういう意味で530千円にしないで何かさっき特別財政調整交付金とか、なんだかがくるとかこないかと言ってましたけれども、その他のところはそうやって限度額までとらないでやっているところがあるんですけども、こういうところの状況というのはどういうふうを押さえているか、教えてほしい。

○議長（吉尾政春議長） 財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） まず今の平成9年度の各北空知市町村のその国民健康保険税の賦課状況でございますが、これは案と書いてありますのはこれはそれぞれ各町村の国保条例の改正に出すという案でございます、まだうちが1番最初の議会なものですから各町村のその提案する状況を書いたものでございます。それでちょっと世帯平均なんか高い、上から2番目ということで限度額をその10千円を上げたことに伴う関係でございますけども、先程もご説明しましたが一応地方税法では520千円が530千円になったと、限度額を越えないというのが520千円が530千円になったので、これに上げない場合は普通調整交付金というその国からの補助金が結局算定上減額となるということに伴うものと、更にこの課税限度額を引き上げない場合には課税限度額世帯が増加する一方、それだけ中低所得者の負担も増加するというので、被保険者の所得の増加も毎年少なながらも上がっているということ等に配慮した結果この世帯間の調整があるということで10千円上げるということが主旨でございます。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再一 ちょっと答えじゃなかったの。実は深川市では結局その国からくる金が減らされても限度額上げないで頑張っているわけです。それから雨竜、妹背牛もそうやって頑張っているわけです。私はそういう意味では国がどんどん、どんどん国民のそういう福祉の関係に対するものが切り捨ててきているわけです。それにやっぱり抵抗するという意味から、確かに国から金がこなくな

って財政的にも苦しくなるかもしれないけれども、やはり住民のそういう福祉を守るという立場から上げないで、上げない分は一般財源から補填しなきゃならんわけです。そういう事をして頑張っているところに見習って、国に抵抗するべきでないかと思うんだけど、それで深川市や妹背牛、雨竜町はどのぐらい一般財源から特別会計に繰り入れているか、その辺りちょっと分かったら教えてください。

○議長（吉尾政春議長） 財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） ちょっと今資料の持ち合わせがちょっとございませんので、ただそれぞれ自治体に聞きましたところ、それぞれその自治体には色々特色がございます、例えば雨竜町の場合ですと医療費の伸びがそんなに去年と比べてあまりなかったとか、今年に限度額を据え置くことになったというところですか、妹背牛につきましてもやはり似たような返事、深川につきましても政策的な面も過去に色々という政治的な面もあったかと思っておりますので、これずっと過去2、3年500千円が据え置かれているということで、ちょっと後からまた調べますけどもそれぞれ各自治体が一般財源を、一般会計からどれだけ繰り出してくるか、ちょっと今こ資料ございませんのでまた後からご説明申し上げたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。2番。

○2番（橋場議員） 両方とも反対の立場から意見を述べます。今度の医療保険制度の改悪によって、これは社会保険、本人とは関係ないんですけども老人保健、老人の医療費が高くなったり、それから薬代がとられるとか、加算されるとか、そういう事がなされて多くの県段階の医師会の会長さんがこれでは、例えば歯科医師会の会長さんもそうなんですが、「この法律解釈によってこれまで少し悪かったら病院に来て早期発見が出来たんだけど、それが出来なくなるだろう」と、これから益々そういう医療費、例えば国民健康保険の会計も今まではそんなに重くならないうちに行けたのが、今度は行けなくなって恐らく大変なことになるんじゃないだろうかという、こういう談話を多くのところで発表しておられるわけです。それで私はやっぱり国のそういう悪性に対して市町村が大いに反旗を翻す時期ではないかと、こういう立場に立っています。そういう点からは是非とも限度額を上げないで、やっぱり一般財源から補填をしてやると、そういう立場で国に対して立ち向かってほしいと、そういう立場からこの引き上げに反対します。両方に反対します。

○議長（吉尾政春議長） 他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮りします。議案第39号及び議案第35号、一括して採決を致します。議案第39号、35号は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（吉尾政春議長） 挙手多数であります。よって、議案第39号及び議案第35号は原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第7、議案第40号、平成9年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。水道課長。

○水道課長（清水勝之課長） 議案第40号、平成9年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成9年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成9年6月19日提出、沼田町長。

別冊をお開き頂きたいと思っております。平成9年度沼田町公共下水道特別会計補正予算（第1号）。平成9年度沼田町公共下水道特別会計の補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,100千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 365,560千円と定める。

2項については省略を致します。

平成9年6月19日提出、沼田町長。

今回の補正につきましては繰越金の関係と、今回国道 275号線の歩道造成工事に伴う下水道の改修工事を含めたものでございます。

歳出の9頁をご覧頂きたいと思っておりますが、一般下水道費の一般管理費としまして15の工事請負費で、534千円を増額するものでございます。これにつきましては次の頁に歩道造成工事の箇所図面がございまして、沼田高校の横のところから町民体育館までの 275号線の歩道造成に伴いまして16箇所のマンホール口が縁石にかかるというようなことで、そのマンホール口の改修工事、それと同時にタラップ等を改修する必要が生じて参りました。それに伴う請負費の増でございまして、それから2目でございまして、・・・

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第40号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第8、議案第41号、平成9年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。水道課長。

○水道課長（清水勝之課長） 議案第41号、平成9年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成9年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成9年6月19日提出、沼田町長。

別冊の1頁をお開き頂きたいと思えます。平成9年度沼田町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 平成9年度沼田町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。

第2条 平成9年度沼田町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、支出とも4,591千円を増加しております。朗読は省略致します。

平成9年6月19日提出、沼田町長。

この補正につきましては、町道の南通り線の交通安全施設整備事業と致しまして歩道の造成工事を実施するわけでございますけれども、当初一部分の予算を計上してございましたが事業の効率化を図るために歩道造成部分全体の事業を組んで参ります。その為に町道南線の配水管の切り回し工事が4,591千円増加するものでございます。財源につきましては一般会計より受託を致しております。以上、簡単でございますけれども説明を終わらせて頂きます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第41号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉尾政春議長) 休憩を致します。

15時42分

○議長(吉尾政春議長) 再開致します。

16時15分

○議長(吉尾政春議長) 日程第9、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(篠田久雄町長) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。この件につきましては、現在の務めて頂いております式枚田清さんが、今年の8月31日付けをもって任期満了となります。そこで再任を致したいということではありますが、特にこの式枚田清さんにつきましてはご存じのように非常に公正、公平無私の人であり、また非常に誠実な方であるということで健康的にも非常にいいわけですので再度お願いしたいと、こういう内容でございます。略歴につきましては記載のとおりでありますので、どうぞ宜しくお願い致します。

○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案の質疑、討論は省略することに決しました。本案について採決致します。お諮り致します。諮問第1号は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、同意することに決しました。

○議長(吉尾政春議長) 日程第10、報告第2号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長(平木昭良課長) 報告第2号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告でございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成8年度一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成9年6月19日提出、沼田町長。

次の頁にそれぞれ平成8年度に係る一般会計繰越明許費の繰越計算書が記載されてます。2款の総務費、これは生涯学習センターの基本設計、これは住民意見徴収のため平成8年度内に事業が完了しないということでの繰越でございます。

6款の農林水産業費の1項の農業費でございます。これはお道営の担い手補助関係で共穂地区、それから一般分の補正分、更に沼田地区一般分、白木沢地区の一般分で、これは国の補正予算による事業量拡大のために年度内に事業が完了しないことによる繰越でございます。

8款の土木費、恵比新橋の架換工事、これも先程農業費で説明したとおり国の補正予算による事業料拡大のための年度内完了しないということで、これがそれぞれ繰越明許費の計算でございます。以上でございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。日程第10を報告のとおり受理することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、本報告は報告のとおり受理することに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第11、報告第3号、株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について、日程第12、報告第4号、沼田土地開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について、日程第13、報告第5号、財団法人沼田交通教育協会の事業計画及び決算に関する書類の提出を一括議題と致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、日程第11、12、13を一括して議題とすることに決しました。それでは日程第11、12、13を一括して議題と致します。本件はそれぞれ報告事項で内容の理解を頂いたものと存じます。よって本件の説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、本件の説明、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮り致します。日程第11、12、13を報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、本報告3件は報告のとおり受理することに決しました。

○議長(吉尾政春議長) 日程第14、陳情第2号、義務教育費国庫負担法一部適用除外に関する陳情を議題と致します。本件については会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号は委員会付託を省略することに決しました。

直ちに審議に入ります。お諮り致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮り致します。陳情第2号は採択すべきものと決して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、本陳情は採択すべきものと決しました。

○議長(吉尾政春議長) 休憩をします。

16時20分

○議長(吉尾政春議長) 再開致します。

16時22分

○議長(吉尾政春議長) 議事日程の追加についてお諮り致します。只今、請負契約2件、意見案4件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、日程第15、議案第42号、沼田中学校グラン

ト改修工事外1請負契約について、日程第16、議案第43号、町道恵北幹線高島2号橋架換工事請負契約について、日程第17、意見案第4号、北海道開発体制に関する要望意見書（案）について、日程第18、意見案第5号、郵政三事業の現行経営形態の堅持に関する意見書（案）について、日程第19、意見案第6号、国立病院・療養所に「看護婦の二交替制勤務」を導入させない事を求める要望意見書（案）について、日程第20、意見案第7号、義務教育費国庫負担法一部適用除外に関する要望意見書（案）について、以上日程に追加することに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第15、議案第42号、沼田中学校グラント改修工事外1請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） 議案第42号、沼田中学校グラント改修工事外1請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号規定によって、議会の議決を求める。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。

記。契約の目的でございますが、沼田中学校グラント改修工事外1でございます。

契約の方法でございますけれども、5社による指名競争入札でございます。この5社につきましてはお手元の方に別紙で参考として資料を配付しているかと思っておりますので、お目通しを願いたいと思います。

契約金額でございますが、57,435,000円でございます。

契約の相手方。沼田土建・渡部・ミタチ共同企業体。代表が沼田町本通6丁目4の73、沼田土建株式会社、代表取締役佐藤松雄でございます。

工事場所。南1条1丁目。

工期。着工の日から100日間でございます。

平成9年6月20日提出、沼田町長名でございます。

宜しくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第42号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉尾政春議長) 日程第16、議案第43号、町道恵北幹線高島2号橋架換工事請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(藤間 武課長) はい。議案第43号、町道恵北幹線高島2号橋架換工事請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号規定によって、議会の議決を求める。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。

1、契約の目的でございますが、町道恵北幹線に係る高島川2号橋の架換工事によるものでございます。

契約の方法。5社による指名競争入札でございますが、これも別紙で参考資料の中に記載してございますので、お目通しを願います。

契約金額 58,590,000円。

契約の相手方。中村建設株式会社、住所が沼田町沼田 351番地、代表が中村幹夫でございます。

工事場所でございますが、北竜第3。

工期。着工の日から 130日間。

平成9年6月20日提出、沼田町長名でございます。

宜しくご審議をお願い致します。

○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第43号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉尾政春議長) 意見案の一括議題についてお諮り致します。この際意見案第4号、5号、6

号、7号を一括して議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、意見案第4号、5号、6号、7号を一括して議題とすることに決しました。

日程第17、意見案第4号、北海道開発体制に関する要望意見書(案)について、日程第18、意見案第5号、郵政三事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(案)について、日程第19、意見案第6号、国立病院・療養所に「看護婦の二交替制勤務」を導入させない事を求める要望意見書(案)について、及び日程第20、意見案第7号、義務教育費国庫負担法一部適用除外に関する要望意見書(案)についてを一括して議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。

意見案第4号、5号、6号、7号を一括して採決致します。お諮り致します。本4件は原案どおり、関係機関に提出することに決定して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、本4案は原案どおり関係機関に提出することに決しました。

(閉 会 宣 言)

○議長(吉尾政春議長) 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

これにて、平成9年第2回沼田町議会定例会を閉会致します。

ご苦労さまでした。

16時29分

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員